

3.しつけ・子どもの非行

正しいしつけは 子どもへの大切な贈り物。



- 子どもが相談したくなる親はどこが違うんだろう。
- 子どもはSOSがうまく言えない。
- 万引きはゲームじゃない、犯罪だ。
- 酒・タバコぐらいは大したことではない、と思っていませんか。
- 「覚せい剤には手を出さない」と、子どもが自分で決めるために。
- ずいぶん厳しく叱られたけど、今ではそれに感謝しています。
- 感情にまかせて叱ることしかとしつけとは違う。
- 特別な支援が必要な子どもがいます。
- 言うことを聞かないのは、子どもの自立が始まった証拠。
- 幸せとは手に入れるものではなく、すでにこうして生きていることかも。
- 家庭教育に関する国際比較調査について

子どもが相談したくなる親は どこが違うんだろう。

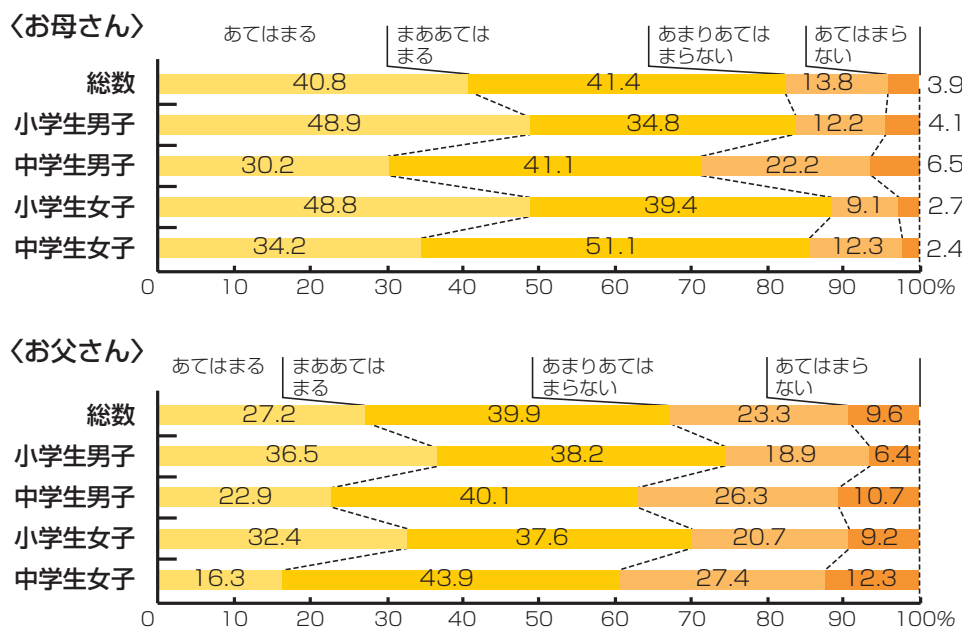


人は愛され理解されたがっている存在です。理解されないときの不満がたまるとキレることもあります。突然子どもがキレたとき、本人も親も理由がよく見えず、怒ったり苦しんだりしますが、理由はあるのです。

日ごろから相手の話をじっくり聞く、同じ目の高さで考える、深い関心を払う、といった姿勢を親が身につけることで、子どもは親に愛されている実感を得ることができます。

子どもは愛されていると感じるとき、安定した気持ちで問題に立ち向かうことができます。そして、不必要に攻撃的にならず、他者や問題を受け入れることができ、大きく成長できるのです。

親は自分の気持ちをわかっている



資料:「低年齢少年の生活と意識に関する調査」平成19年・内閣府

子どもが愛されていると実感できる コミュニケーションをする



子どもはSOSがうまく言えない。



いじめや不登校につながる悩みなど、子どもが心の問題を抱えたとき、それは、しばしば身体的なサインとなって現れます。

腹痛・吐き気・下痢・食欲不振・めまい・頭痛・発熱といった症状や過食・拒食・不眠といった行動などさまざまなサインがあります。サインに気づいたら、病気だと心配するだけでなく、心の問題が背景にないか考えましょう。「気のせいだ」「わがまま」「ズル休み」というような言葉で片づけず、様子をよく見、話をよく聞き、理解しようとする姿勢が大事です。

また、かかりつけの医師や学校の先生にもよく相談してみましょう。

からだ 心理的な問題による身体・行動のサインの例

身体：腹痛・吐き気・下痢・食欲不振・めまい・動悸^き・頭痛・発熱^{けん}・倦怠感
行動：過食・拒食・不眠・ヒステリー

子どもの身体や行動に現れるサインを見逃さない

万引きはゲームじゃない、 犯罪だ。



「スリルや刺激を求めて」「ゲーム感覚で」「仲間がするから」といった理由で万引きなどの非行をする子どもたちがいます。しかも、その多くは「悪いことをしている」という罪悪感がほとんどありません。

親は「悪いことは悪い」とはっきり言い、万引きや自転車泥棒などはれっきとした「犯罪」であることを子どもにしっかり理解させましょう。

また、子どもが万引きなどをしてしまったときには本^{しか}気で叱り、子どもとともに迷惑をかけた人にきちんと謝るなど、子どもが心から反省し、二度としない決意をするように促しましょう。

刑法犯少年の補導人員

9万966人（平成20年、前年比11.9%減）
少年人口千人当たり約12.4人

資料:「警察白書」平成21年・警察庁

万引き、盗みなどの非行を許さない

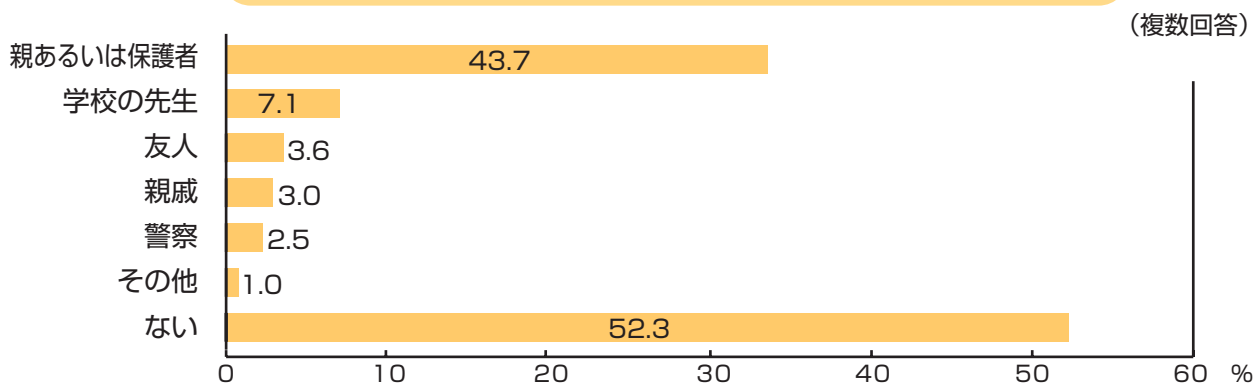


酒・タバコぐらいは大したことではない、と思っていないですか。

20歳までは、心と身体^{からだ}の成長のために特に大切な時期です。未成年者は急性アルコール中毒になりやすい、未成年でタバコを吸い始めた人は、大人になってからの人よりも肺ガンにかかりやすいなど、子どもの飲酒・喫煙が多くの悪影響を及ぼすことが医学的に明らかになっています。また、飲酒・喫煙は子どもの生活の乱れを招き、薬物乱用などのさらに危険な行動につながる入口でもあります。

親は、子どもの飲酒・喫煙から目を背けたり、大したことはないと許したりせず、きちんと注意し、法律で禁止されていること、身体に害があることを、子どもが納得できるようによく話し合ひましょう。

タバコを吸って注意された経験 ～誰から注意されたか～



資料:「青少年の酒類・タバコを取得・使用させない取組に関する意識調査」平成20年・内閣府
(注) 20歳未満の喫煙経験者(197人)を対象に調査

子どもの飲酒・喫煙を許さない

「覚せい剤には手を出さない」と、 子どもが自分で決めるために。



覚せい剤などの薬物の乱用が子どもたちの間に広がっています。その背景には、薬物が簡単に手に入るようになったことに加え、子どもたちが薬物を「エス」「スピード」と軽く呼んでいたり、「ダイエットに効く」と誤解するなど、薬物の怖さを理解せず、罪悪感が薄くなってきていることなどが挙げられます。

売る側は、都合のいいことしか言いません。親は、薬物は一度使うだけでも犯罪だという毅然とした態度をとることが大事です。そして、薬物はやめられずに依存症になってしまう危険があること、心身そして人生を崩壊させてしまうこと、本人や周囲の人間の苦悩はとて大まきいことなどについて、親子で話し合うようにしましょう。

どんな誘惑があっても、親子の信頼関係が子どもを自ら守らせることにつながります。

薬物の危険性を親子で理解する



ずいぶん厳しく叱られたけど、 今ではそれに感謝しています。



いけないことをいけないことと思わない子どもたちが
増えています。

「自分さえ良ければいい」「ルールを守らない」という
人は、なかなか人から信頼されないものです。間違っ
た行いは本気で叱り、その場で正すことが本当の愛情です。

「自分の子だけ良ければいい」という考え方（自子主義）
はやめ、叱るときには何がいけないのか、理由をきちん
と伝えましょう。また、気分や感情に流されず一貫性をも
って叱ることも大切です。

そして、親自身もルールに反することはしないように
気をつけましょう。子どもに信頼され、尊敬される親で
あり続けるためにも。

間違っただ行いはしっかり叱る

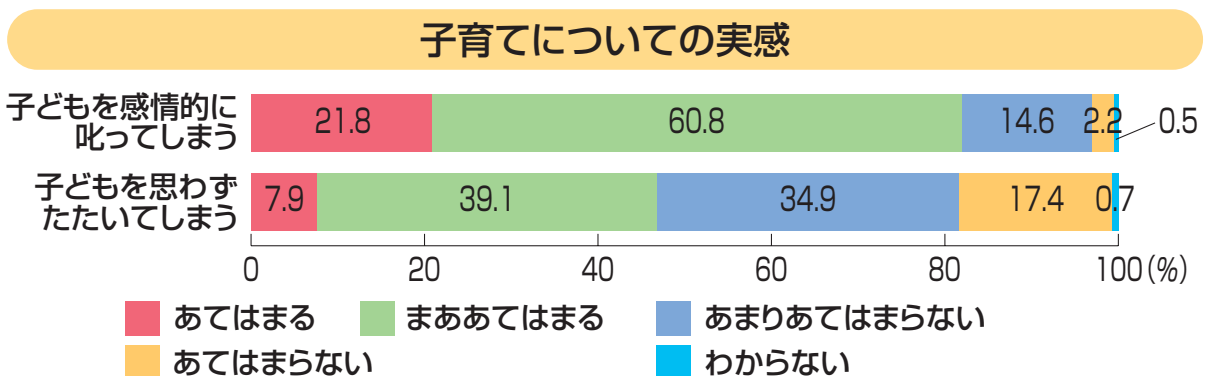
感情にまかせて叱ることと しつけとは違う。



しつけは大切ですが、しつけなくては、という気持ちから、ついたたいてしまい、その行為に歯止めがきかなくなってしまう場合もあります。子育てのイライラやストレスが、子どもへの愛情を忘れさせ、叱るという行動にすりかわっているのではないのでしょうか。

上手な叱り方のヒントは、「叱られる側」の子どもの立場にもなって考えること。「そう言われたら子どもはどう感じるだろうか」「子どもはどう受けとめるだろうか」、まずここから考えてみましょう。

子どもの心や^{からだ}身体を傷つけるような叱り方は、教育的な効果がないばかりでなく、児童虐待につながる可能性もあります。



(注) 首都圏、地方市部、地方郡部の幼稚園児・保育園児をもつ保護者6,131名
資料:「第3回子育て生活基本調査(幼児版)」(2008年) Benesse教育研究開発センター

「叱られる側」の子どもの立場も考えてみる



子どもを虐待から守るために

●子どもを虐待から守るための5ヶ条

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡 | 〈通告してください〉 |
| ②「しつけのつもり…」は言い訳 | 〈子どもの立場で判断〉 |
| ③ ひとりで抱え込まない | 〈あなたにできることから即実行〉 |
| ④ 親の立場より子どもの立場 | 〈子どもの命が最優先〉 |
| ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる | 〈特別なことではない〉 |

「児童虐待」とは？

- ①身体的虐待(なぐる、けるなどの暴行)
- ②性的虐待(わいせつな行為をしたり、させたりすること)
- ③ネグレクト(子どもの監護を怠ること)
- ④心理的虐待(子どもの心を著しく傷つける言動)

※平成16年の法改正により、次のような行為も児童虐待とされることになりました。

- 保護者以外の同居人による虐待を放置すること(上記③)
- 子どもの目前で配偶者等へ暴力をふるうこと(上記④)

児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成2年度と比較して、平成20年度は約39倍に増加

(H2:1,101件→H20:42,664件) ※厚生労働省調べ

「児童虐待」として寄せられる相談件数が年々増えています。もっとも信頼をしている親からの虐待は、子どもの心に大きな傷を与えます。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、すぐに最寄りの福祉事務所や児童相談所等へ連絡(通告)してください。早期発見、早期対応が何よりも大切です。

特別な支援が必要な子どもがいます。



家庭や学校で、「ことばのやりとりがうまくいかない」、「いつまでも落ち着きがない」、「漢字が覚えられない」など、年齢にふさわしくない行動や様子が見られる場合、LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害がその理由の一つかもしれません。これらは生まれつきのものであり、子育ての仕方による原因ではありません。また、これらがきっかけとなって学校嫌いになっている場合もあります。

発達や行動について心配があったら、一人で悩まず、できるだけ早く学校や地域の発達相談の窓口にご相談してみるとよいでしょう。専門的なアドバイスを受けて、効果的な働きかけをすることによって、その子の困っている状態の改善が期待されます。

なお、国においても、一般国民や教育関係者に対し発達障害について正しい理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害に関する相談窓口や各種教育情報を提供するWEBサイトを設けていますので、ごらんください。

発達障害教育情報センター（(独)国立特別支援教育総合研究所）

<http://icedd.nise.go.jp>

発達障害情報センター（厚生労働省）

<http://www.rehab.go.jp/ddis/index.html>

発達障害の可能性も考えてみる



発達障害とは

ここでは、「発達障害者支援法」で規定された発達障害の主なものについて解説します。

子どもがどのタイプに分類されるかということも大切ですが、その障害の基本的な特性を踏まえた上で、どのように対応することが有益なのかを知ることはもっと大切です。

1. LD（学習障害：Learning Disabilities）

LDとは、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすものです。

その原因としては、脳などの中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されています。また、視覚障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

2. ADHD（注意欠陥多動性障害：Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder）

ADHDとは、年齢あるいは発達に対して不釣り合いな注意力と多動性（衝動性）のどちらか、あるいはその両方を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学習に支障をきたすものです。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続します。脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

3. 自閉症

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害です。この障害も、脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

また、自閉症の中で知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」と言います。

なお、類似する障害である「**アスペルガー症候群**」も、他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることなどの特徴がありますが、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の遅れを伴いません。

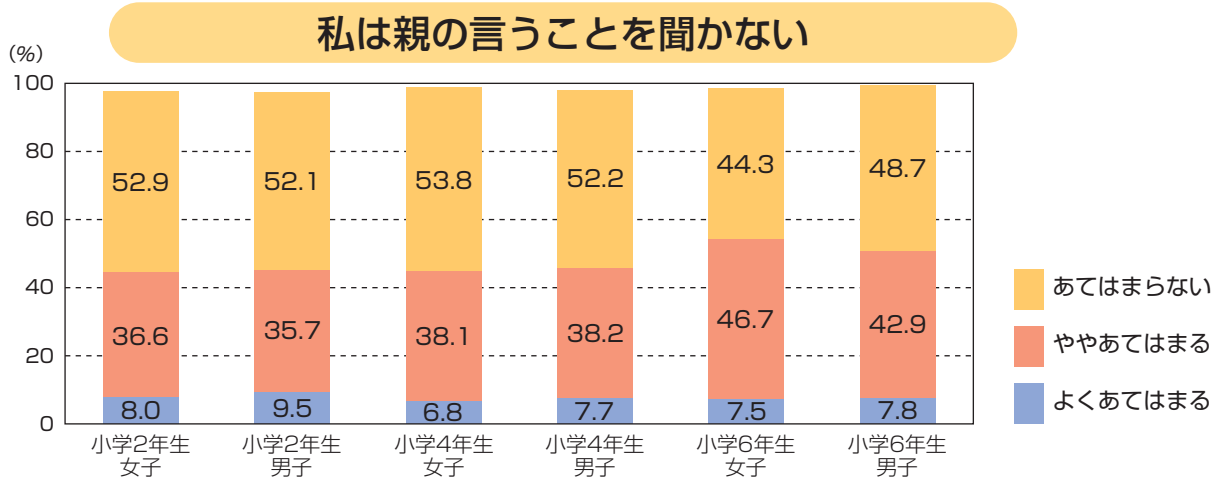
※自閉症と特徴が重なり合う障害を総称して「**広汎性発達障害**」や「**自閉症スペクトラム**」又は「**自閉症スペクトル**」と呼ぶこともあります。

言うことを聞かないのは、 子どもの自立が始まった証拠。



思春期や反抗期がくると、^{からだ}身体の成長に心の成長が追いつかず、ちょっとしたことで有頂天になったり深く傷ついたりします。また、異性や性への興味が高まる、自我が強まり親や先生がうっとうしくなる、秘密をもつなど、成長という変化の中で心が最も不安定になります。ですから、子どもが言うことを聞かなくなっても、いたずらに動揺したり抑えつけたりする必要はありません。子どもの自立や親離れが始まった証拠です。むやみに干渉し過ぎず、子どもの力を信じてあたたかく見守りましょう。

しかし、それは腫れ物にさわ^はるような接し方とは違います。冷静に子どもの姿を見つめ、常に会話を重ねる努力をしましょう。



(注) 各学年、約2,000人を対象に調査

資料:「児童生徒の心の健康と生活習慣に関する調査」平成14年・文部科学省

思春期の子どもを理解し、逃げずに見守る



幸せとは手に入れるものではなく、 すでにこうして生きていることかも。



幸せとは、家族や友人がいて、空気や水があって、地球という星が差し出してくれるものに支えられて生きていること、ともいえます。幸せになるのに必要なのは、当たり前前の生活の中ですでにある幸せに気づき、感謝し、それを味わうことです。

感謝の気持ちから、ものを大切にしてゴミを減らす、海や山でゴミを捨てない、水や電気を無駄遣いしない、などを小さいころから習慣づけることが大切です。そうした身の回りの小さなことの実践が、環境を大切にする心をはぐくみます。

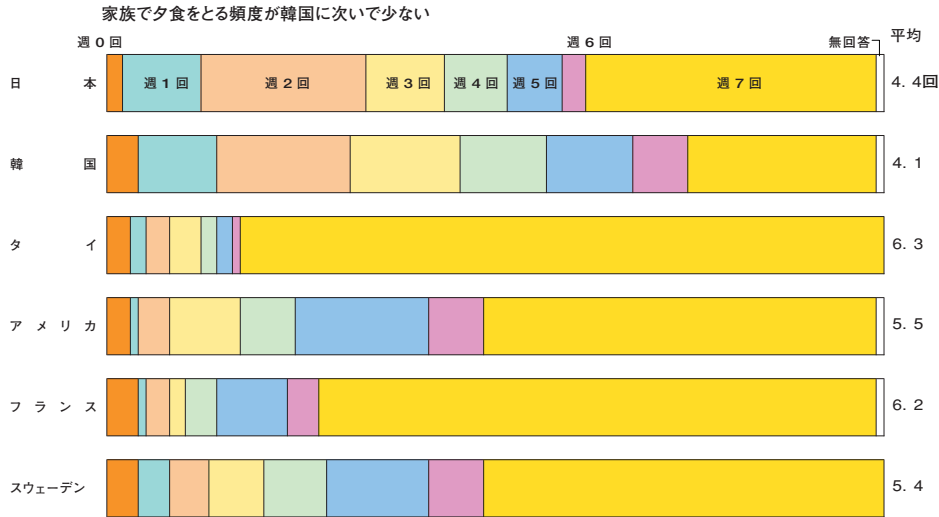


環境を大切にする心を育てる

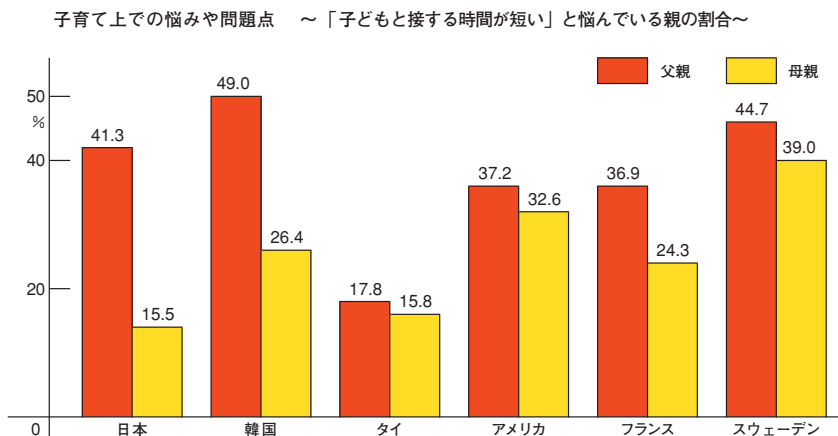
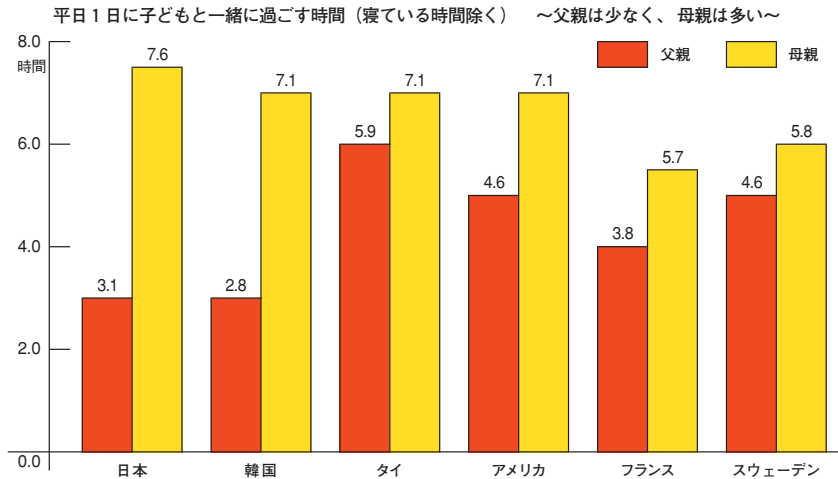
家庭教育に関する国際比較調査について

独立行政法人国立女性教育会館では、日本および諸外国の家庭・家族の変化、家庭教育の実態、親の意識等を調査し、現代日本の家庭教育の特色や課題を明らかにするため、平成16年度・17年度に「家庭教育に関する国際比較調査」を行いました。

(対象国:日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデン)



(注)12歳以下の子どもと同居している親、あるいはそれに相当する人、各国約1,000人を対象に調査
資料:「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」国立女性教育会館



(注)12歳以下の子どもと同居している親、あるいはそれに相当する人を対象に調査
資料:「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査」国立女性教育会館